

IV. 子育て・家庭教育への支援

家庭環境の多様化や地域社会の変化に伴い、子育て・家庭教育を支える環境が大きく変化する中、生涯にわたる自分づくりの基盤となる子育て・家庭教育の大切さを認識し、地域・学校など社会全体で支えるような、子育て・家庭教育を支援する取組みを進めます。

具体的には、経験豊かな地域の大人の協力を得て、子どもたちの放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を行う取組みを支援します。また、親が子どもに積極的にかかわることができるように、企業への働きかけや、家族のコミュニケーションを深めるための取組み等を進めていきます。

○ 子どもの社会的な経験の機会の充実

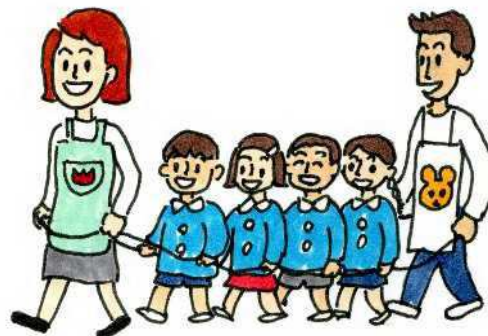
かながわの豊富な人材、物的な資源や様々なネットワークを生かし、地域で子どもの健全な育成を推進するため、放課後における学習や体験活動を提供する「放課後子ども教室*」や「土曜日の教育活動*」の支援等を進めます。

○ 子育て・家庭教育への理解と環境づくり

次代を担う子どもたちの豊かな成長のため、子育て・家庭教育の大切さをすべての県民が共有し、協力する機運を醸成することが必要です。

そのため、企業の理解と協力を得て、家族で一緒に過ごす時間の確保や子育て・家庭教育の充実、高校生等への就学支援の充実を図るなど、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

また、相手を思いやる気持ちを育み、家族のコミュニケーションが深まるよう、「ファミリー・コミュニケーション運動」を一層推進します。



【参考：関係法令等】

◆子ども子育て支援法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

（以下、略）

（定義）

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第七条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

◆教育基本法（抜粋）

（家庭教育）

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。